

議 案 第 29 号

摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件
摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年2月19日提出

摂津市長 嶋 野 浩一朗

提案理由

摂津市企業立地等促進条例の有効期限を延長するとともに、奨励措置等の見直しを行うため、本条例を制定するものである。

摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例

摂津市企業立地等促進条例（平成23年摂津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号に次のただし書を加える。

ただし、正雀下水処理場跡地まちづくり基本計画の対象となる地域においては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第2号に規定する特殊建築物に該当する施設を除く。

第2条第5号エ中「3,000万円」を「1,000万円」に改める。

第3条及び第3条の2を削る。

第4条第1項中「、指定事業者」を「、奨励対象地域において企業立地等を行った事業者（以下「企業立地等事業者」という。）」に改め、「、当該指定を受けた日（新設等を行う場合にあっては、当該新設等に係る事業所において操業を開始した日）以後」を削り、「当該指定事業者」を「当該企業立地等事業者」に、「5年度」を「3年度」に改め、同条第2項中「指定事業者」を「企業立地等事業者」に改め、同項ただし書中「1億円」を「5,000万円」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは」を「奨励金の交付を受けようとする企業立地等事業者は、固定資産税が課される年度ごとに」に改め、同条を第4条とする。

第6条を第5条とし、同条の次に次の1条を加える。

（交付決定を受けた企業立地等事業者の責務）

第6条 前条第1項の規定により奨励金を交付する旨の決定（以下「交付決定」とい

う。)を受けた企業立地等事業者は、市内における産業の振興、雇用機会の増大その他経済の活性化に関する市の施策に協力しなければならない。

第7条第1項中「前条第1項の規定により奨励金を交付する旨の決定（以下「交付決定」という。）」を「交付決定」に、「指定事業者」を「企業立地等事業者」に改め、同条第2項中「指定事業者」を「企業立地等事業者」に改める。

第8条中「指定事業者」を「交付決定を受けた企業立地等事業者」に改め、同条第1号を削り、同条第2号を同条第1号とし、同条第3号中「第4条第1項」を「第3条第1項」に改め、同号を同条第2号とする。

第9条の見出し中「指定及び」を削り、同条中「指定事業者」を「交付決定を受けた企業立地等事業者」に改め、「指定及び」を削り、同条第1号中「第3条第3項又は第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条第2号中「前条第3号」を「前条第2号」に改める。

第11条中「指定事業者」を「交付決定を受けた企業立地等事業者」に改める。

第12条中「指定事業者」を「企業立地等事業者」に改める。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附則第3項中「第3条の規定により指定事業者として市長の指定を受けた事業者」を「交付決定を受けた企業立地等事業者」に、「指定事業者の」を「交付決定を受けた企業立地等事業者の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の摂津市企業立地等促進条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に事業者が取得した固定資産について適用し、同日前に改正前の摂津市企業立地等促進条例（以下「旧条例」という。）第3条第1項の規定による指定を受けた事業者（以下「既指定事業者」という。）が取得した固定資産であって規則で定めるものについては、なお従前の例による。

(奨励金の交付額の特例)

- 3 既指定事業者が前項の規定により旧条例の規定による奨励金の交付を受け、かつ、新条例の規定による奨励金の交付を受ける場合における新条例の規定による一

の年度の奨励金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 旧条例の規定により交付を受ける一の年度の奨励金の額（以下「旧条例交付額」という。）と新条例の規定により交付を受ける一の年度の奨励金の額（以下「新条例交付額」という。）との合計額が1億円以下である場合 新条例第3条第2項に規定する額
- (2) 旧条例交付額と新条例交付額との合計額が1億円を超える場合 1億円から旧条例交付額を減じて得た額